



令和6年度 特定教育・保育施設 利用申込案内 (保育所・幼稚園等)

申込の際には申請書類一式の他に以下のものを必ず持参ください。

- 世帯全員の個人番号（通知）カード
- 窓口に来る人の本人確認書類（運転免許証等公的機関発行の顔写真付き証明書）

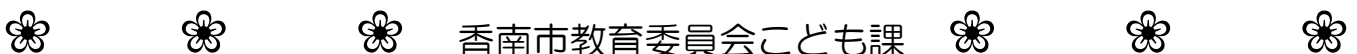


《 問い合わせ先 》

住 所 〒781-5292 香南市野市町西野 2706

連絡先 0887-50-3021

この案内は、特定教育・保育施設の利用申込に関する手続きや必要な書類等について記載したものです。必ず内容を確認し、必要に応じて施設へ見学や問い合わせをして、ご納得のうえ、お申込みください。



香南市教育委員会こども課

幼保支援係

目次	
1. 教育・保育給付認定等について	P.2
2. 入所までの主な流れ	P.4
3. 保育施設（2号・3号）の利用申込について	P.5
4. 香南市立保育所・認定こども園について	P.8
5. 認定こども園のいち幼稚学園について	P.9
6. 香南市内地域型保育施設について 【小規模保育施設】 下村託児所、えみの保育園、ひだまり園 ニチイキッズ香南のいち保育園 【事業所内保育施設】 社会福祉法人香南会事業所内保育所やまもも	P.10
7. 香南市立の幼稚園・認定こども園（1号）の利用申込について	P.11
8. 香南市立の幼稚園・認定こども園（1号）の預かり保育について	P.12
9. 香南市外の施設の利用申込について（広域入所）	P.15
10. 二次募集について	P.16
11. 途中入所について	P.16
12. 入所後の注意事項について	P.17
13. 保育料について	P.19
14. 保育料の軽減制度について	P.21
15. 施設等利用給付認定について	P.22
16. 子育て支援について	P.23
17. 特別支援保育について	P.25
18. 保育施設・幼稚園の一日の流れ	P.27
19. 認定こども園の一日の流れ	P.28
20. 香南市内の特定教育・保育施設一覧	P.29
21. 申請書記入例	P.31
22. 香南市内の特定教育・保育施設位置図	P.33

学 齢	生年月日
0歳児	令和5年4月2日～※
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児（年少児）	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児（年中児）	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児（年長児）	平成30年4月2日～平成31年4月1日



【学齢】 保育の学齢は、お子さんの生年月日により、上の表のとおり区分されます。

※0歳児は施設により受入月齢が異なりますので、P.29～30の各施設の『入所可能月齢』をご確認ください。

1. 教育・保育給付認定等について

教育・保育施設を利用するためには、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定には3つの認定区分があり、認定区分に応じて利用できる施設や時間、保育料が異なります。

支給認定区分		利用できる施設	対象となる子ども
1号認定（教育標準時間認定）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 ・ 認定こども園（幼稚園機能） 	満3歳以上の小学校就学前の子ども
2号認定（保育認定）	・ 保育標準時間（最長11時間※）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 認定こども園（保育所機能） 	満3歳以上の小学校就学前のお子さんで保育認定を受けた子ども
	・ 保育短時間（最長8時間）		
3号認定（保育認定）	・ 保育標準時間（最長11時間※）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 認定こども園（保育所機能） ・ 地域型保育施設 	満3歳未満のお子さんで保育認定を受けた子ども
	・ 保育短時間（最長8時間）		

※最長11時間・・・香南市立施設では最長11時間15分

＜教育・保育施設の種類＞

施設の種類		利用学齢	内容
保育所		0～5歳児	保護者の就労や病気などで保育を必要とするお子さんに保育を行う施設。
認定こども園		0～5歳児	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた施設。
地域型保育施設	小規模保育施設	0～2歳児	保護者の就労や病気などで保育を必要とするお子さんに保育を行う、定員19名までの比較的小規模な施設。
	事業所内保育施設	0～2歳児	事業所が設置する保育施設で、従業員のお子さんと地域のお子さんの保育を一緒に行う施設。
幼稚園		3～5歳児	義務教育やその後の教育の基礎を培うための幼児教育を行う施設。（香南市全幼稚園で子育て支援を目的とした預かり保育を実施しています）

※施設により受入月齢が異なりますので、P.29～30の各施設の『入所可能月齢』をご確認ください。

(1) 保育認定について

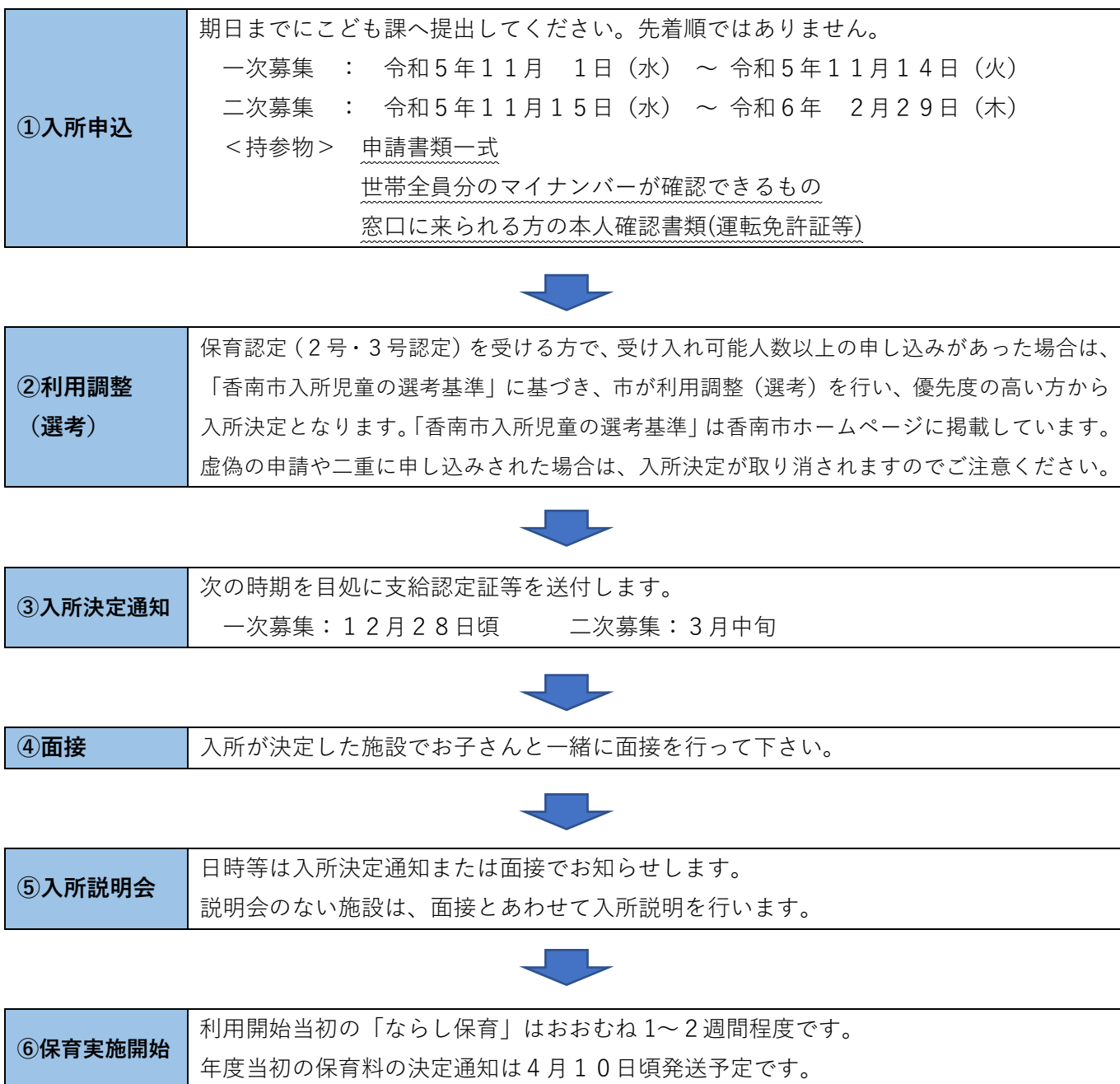
保育認定（2号認定・3号認定）を受けるには、保護者が次の「保育の利用を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

No.	保育の利用を必要とする事由	保育必要量	認定の有効期間
1	就労 (フルタイムのほか、パートタイム、自営業、夜間勤務、在宅勤務等を含む)	標準時間 (月 120 時間以上の就労) または 短時間 (月 48 時間～120 時間未満の就労)	小学校就学前まで (有期雇用の場合は就労している期間に限る)
2	妊娠、出産 【産前産後 2 か月間】	標準時間	出産予定日の 8 週間前の月の初日から、8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日
3 ※	妊娠、出産 【産前産後 3 か月～6 か月】 (既に入所している児童のみ)	短時間	出産予定日の 6 か月前の月の初日から、予定日の 3 か月前の月の末日 産後 3 か月目の月の初日から、産後 6 か月を経過する日が属する月の末日
4	保護者の疾病・障害 同居人や長期入院等している親族の介護・看護	標準時間 または 短時間	小学校就学前まで
5	災害復旧	標準時間	小学校就学前まで
6	求職活動 (起業準備含む)	短時間	90 日を経過する日が属する月の末日 (申請により 1 回に限りさらに 90 日延長可)
7	就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)	標準時間 または 短時間	卒業を予定する月の末日まで
8	育児休業 (既に入所している児童のみ)	短時間	育児休業期間が終了する日の前月末又は当月の末日 ※最長利用可能期間：育休を取得している対象児が満 1 歳になる日の属する年度末まで
9	その他上記に類する状態として市長が認める場合	標準時間 または 短時間	市長が認める期間

※認定事由は「市長が認める事由」となります。

- 上記の有効期間内に新たな要件を満たさない場合は、退所となります。
- 3号認定のお子さんは満3歳の誕生日の前日に自動的に2号認定になりますが保育料は変更になりません。
- 標準時間で認定を受けている場合でも、祖父母がお迎えに行ける等、保護者の方が短時間認定を希望される場合は、短時間認定をすることが可能です。
- 月の就労時間が120時間未満でも、勤務時間帯により「標準時間」で認定することができます。
(例：7：30～15：30のパート勤務の場合→「標準時間」に認定可能)
- 育児休業中に一人目のお子さんを2号又は3号認定で保育施設に新規入所させることはできません。
新規入所の申込は、就労への復帰時にあわせてお申し込みください。

2. 入所までの主な流れ



見学を希望される場合は、事前に施設へ確認をお願いします。電話での問い合わせも受け付けておりますので、施設の概要や保育方針、保育料以外に必要な費用、アレルギー対応など、ご納得のうえ申し込みをしてください。

野市保育所・佐古保育所・野市幼稚園の見学は、**10月21日(土)の午前中**を予定しております。

その他の施設については、その都度適宜対応します。時間帯など詳細は事前に各園にお問い合わせください。

下記施設については、入園前説明会・見学会が下記日程で開催されます。事前に予約が必要ですので、直接園にご連絡ください。

◎のいち幼稚学園、えみの保育園 **9月16日(土)、10月28日(土) 13:00~(1時間程度)**

◎ニチイキッズ香南のいち保育園 **10月27日(金) 14:00~16:00**

3. 保育施設（2号・3号）の利用申込について

（1）入所要件について

保育所・認定こども園（2号・3号）・地域型保育施設に入所するには、次の要件を満たす必要があります。各施設の入所可能月齢については、P.29～30をご確認ください。

- ①香南市内に住民登録されている児童であること。
（転入予定で申し込む場合は令和6年4月1日までに転入すること）
- ②保育の利用を必要とする事由があること。
- ③入所可能月齢・年齢に達していること。

（2）提出書類について

○入所申込者全員

<ul style="list-style-type: none"> ①教育・保育給付認定（現況）兼入所（入園）申請書 ②個人番号提供書（※） ③申込みチェックシート
<ul style="list-style-type: none"> ④就労証明書または入所事由申立書 <ul style="list-style-type: none"> ●両親ともいる場合は2人分必要 ●就労以外で保育の利用を必要とする方は、必要書類（母子手帳、身体障害者手帳等の写し等）を添付すること ●複数のお子さんを申し込みする場合は、2人目以降のお子さんの分は写しで可

※マイナンバーを利用し、支給認定に必要な事項について照会させていただきます。

マイナンバーを紛失した場合は、市民保険課（0887-57-8506）までお問い合わせください。

保育を必要とする事由	必要添付書類
就労 （月48時間以上のフルタイム他パートタイム、自営業、夜間勤務、在宅勤務等含む）	就労証明書（証明日から3か月以内のもの） 自営業の場合は、本人が就労証明書に記入し、営業の確認ができる書類の写し（確定申告書・開業届・営業許可証等）
妊娠、出産	入所事由申立書（②へ記入） 母子手帳の写し（保護者の氏名、分娩予定日の記載ページ）
保護者の疾病、障害	入所事由申立書（③へ記入） 疾病…診断書（香南市指定様式） 障害…手帳の写し等
同居者または長期入院等している親族の介護、看護	入所事由申立書（④へ記入） 介護、看護の状況が分かるもの
災害復旧	入所事由申立書（⑤へ記入）、罹災証明書
求職活動（起業準備含む）	入所事由申立書（①へ記入） ハローワーク受付票の写しまたは、雇用保険受給者証
就学	入所事由申立書（⑥へ記入） 在学証明書（在学期間、カリキュラムのわかるもの）
その他上記に類する状態として市が認める場合	状況がわかるもの

○該当する方のみ提出

対 象 者	必 要 書 類
令和5年1月2日以降に香南市に転入された方	国外からの転入の場合は令和4年1月から令和4年12月及び令和5年1月から令和5年12月の年間収入が確認できる書類を提出してください。※個人番号により市町村民税額等が確認できない場合は市町村民税の所得課税証明書が必要になる場合があります。
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証、国民年金証書（遺族基礎年金）のいずれかで、受給種別及び受給者氏名が分かるページ又は戸籍謄本・抄本（離婚日・死別日記載のもの）の写し
在宅障害児（者）世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金受給者証、特別児童扶養手当証書のいずれかで、該当する障害の認定区分等及び受給者等氏名が分かるページの写し
入所児童の就学前の兄・姉が次の施設を利用している場合※	特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所・入園し、または児童発達支援又は医療型児童発達支援施設（2号・3号認定のみ） 令和5年4月1日以降に発行された在園証明書及び通園証明書
扶養しているお子さんが県外で就学するなど、住民基本台帳に同一世帯として記載がない場合※	戸籍謄本・抄本及び学生証など 年収360万円未満相当の世帯や、18歳未満のお子さんが3人以上いる場合で2歳児までのお子さんの保育料を軽減する制度があります。

※入所決定後、教育委員会こども課へ証明書を提出してください。提出が遅くなった場合でも、年度内であれば保育料の減額を遡及適用します。

（3）利用を希望する施設について

希望する施設の数に制限はありませんので、申請書の【①利用を希望する施設名等】に書き切れない場合は、欄外等に希望順位をつけてご記入ください。「第1希望しか書かなければそこに入所できる可能性が高くなる」ということはありません。ご希望の施設への入所が困難となった場合でも、記入のない施設については利用調整（選考）を行いません。ただし、通園可能で利用する意思のある施設のみを記載してください。決定後の辞退は、他の希望者や保育施設等に多大な迷惑がかかります。

（4）出産予定での申込みについて

4月1日入所に限り、月齢2か月または3か月で受け入れすることができる施設へお申し込みを希望する場合は、出産予定として母子手帳等の写しを添付いただくことで、4月入所の受付期間にお申し込みいただけます。ただし、出産後に必ず出生証明欄の写しを提出してください。実際に生まれた月が出産予定日より後の月になった場合は、生まれた月から数えて、入所可能月齢が達する月で入所することになります。

（例）入所可能月齢が2ヶ月からの施設の場合

出産予定日 1 / 2 6 出産日 2 / 2 4 / 1 入所 × → 5 / 1 入所 ○

※出産後に支給認定証および入所承諾書等を送付する必要があります。

（5）申込時の注意

保育所の利用については、保育を必要とする事由に該当し、集団保育が可能で、日々通所することが必要です。障害等の有無が入所判定に影響を及ぼすことはありませんが、お子さんの病状等によっては、受け入れできない場合もあります。障害等があるお子さんについては、必要に応じて聞き取りや病状調査等を行う場合がありますので、事前にこども課までご連絡をお願いいたします。

(6) 育児休業からの復帰について

育児休業明けで保育施設への入所を申し込む場合は、職場復帰が各月の14日までの方は、前月から入所を申し込むことができます。

【5月14日までに職場復帰の場合】

就労という理由で4月1日入所の申込が可能です。4月1日に職場復帰する方と同じ扱いで選考します。

【5月15日以降に職場復帰の場合】

5月1日以降から入所できます。途中入所についてはP.16をご確認ください。

(7) 入所の決定について

受入可能人数以上の申し込みがあった場合は、「香南市入所児童の選考基準」に基づき、市が利用調整（選考）を行い、優先度の高い方から入所決定となります。

虚偽の申請や二重に申し込みされた場合は、入所決定が取り消されますのでご注意ください。

また、先着順、抽選等ではありません。

(8) 既に入所している児童の転園希望の取り扱いについて

在園児が他の保育施設に転園を希望し、新規のお子さんとあわせて施設の受入可能人数を超える申し込みがあった場合は、転園希望児と新入児を同じ扱いで利用調整（選考）し入所決定します。希望する施設に転園できなかった場合は、現在通所している施設に通えるように調整します。

(9) 入所決定後のキャンセル及び変更について

入所決定後のキャンセル及び施設の変更は、原則としてできません。

一度キャンセルをされると、年度中の受付をお断りさせていただく場合があります。

(10) 入所できない場合について

次のいずれかに該当する場合は、入所することができません。

- ①定員に余裕がない場合
- ②感染症疾患を有する場合
- ③集団保育が困難と判断される場合

(11) 慣らし保育について

入園後、保育所に慣れるまでの保育時間について、ご協力いただく場合があります。慣らし保育の期間は、おおむね1～2週間です。

(12) 保育料の決定について

令和6年度保育料は、4月10日頃に保育料決定通知書を送付する予定です。市町村民税の課税額、課税状況については個人情報に該当するため、こども課にお電話等でお問い合わせいただいてもお答えできませんのでご了承ください。保育料の算定等については、P.19～20をご確認ください。

(13) 公立施設の保育料の納期限について

公立施設の保育料・幼稚園預かり保育料は、口座振替で徴収します。振替日は25日で、振替日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日になります。資金不足で口座振替ができなかった場合は、再度の振替はできませんので、遅くとも振替日の前日までに口座への入金をお願いします。また、金融機関によっては口座振替登録ができるまでに日数を要する場合がありますので、お早めにお手続きください。口座振替に必要な書類は、入所承諾書と一緒に送付します。各自で、振替申込金融機関にてお手続きをお願いします。(各園・こども課では受け取れませんのでご注意ください)

4. 香南市立保育所・認定こども園について

(1) 香南市立保育所・認定こども園の利用可能な時間帯について

認定区分等によって、施設を利用できる時間帯が異なります。標準時間認定を受けた場合でも、保護者の就労時間等により、原則として施設長が必要と認めた時間帯のみ利用が可能です。事情により利用可能な時間以外に保育所の利用を希望する場合は、事前に必ず保育所にご相談ください（職員配置の状況により利用できない場合もあります）。土曜日は原則、保護者のいずれも就労により家庭で保育ができない場合のみの利用となります。

認定区分	保育必要量	利用可能な時間
教育認定（1号）	教育時間	月～金 8時30分～14時（※）
保育認定（2・3号）	標準時間	月～金 7時30分～18時45分
		土曜日 7時30分～12時30分 香我美おれんじ保育所は、7時30分～18時30分
	短時間	月～金 8時～16時 土曜日 8時～12時30分

※ 教育時間前後に預かり保育を実施しています。必要書類や概要についてはP.12～13をご確認ください。

(2) 香南市立保育所・認定こども園の入所決定後の面接について

一次募集で決定した方の面接は下記の日時で、入所施設で行いますので、お子さんと一緒にお越しください。混雑を防ぐため、面接時間は事前予約を予定しておりますので、詳細は入所決定通知に同封する文書でご確認ください。きょうだいで香我美おれんじ保育所と香我美幼稚園へ入所する場合は、どちらか一方の施設で面接を受けることもできます。二次募集で決定した方は園に連絡のうえ、面接を受けてください。

保育所名		面接日	受付時間
野市保育所	面接は本庁6階 601・602で 行います	1月10日（水）AM	【AM】 9:00～12:00 【PM】 14:00～17:00
		1月11日（木）終日	
		1月12日（金）終日	
佐古保育所（0歳児）		1月11日（木）AM	
佐古保育所（1・2・3歳児）		1月12日（金）終日	
佐古保育所（3・4・5歳児）		1月11日（木）PM	
野市東保育所		1月23日（火）終日	
		1月24日（水）終日	
香我美おれんじ保育所（0・2歳児）		1月18日（木）終日	
香我美おれんじ保育所（1・3歳児）		1月19日（金）終日	
吉川みどり保育所		1月16日（火）終日	
赤岡保育所		1月10日（水）終日	
夜須こども園		1月25日（木）終日	

(3) 香南市立保育所・認定こども園の給食における食物アレルギー対応について

食物アレルギーのあるお子さんは申込時に必ずお知らせください。香南市立保育所・認定こども園での食物アレルギー対応は医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき行い、詳細については、栄養士との面接により決定します。症状の程度によっては、完全除去対応となります。使用する調理道具は、基本的に他の園児と共通の物を使用します。食器については、アレルギー児用の食器を使用しますが、洗浄は他の園児と一緒にいきます。また、アレルギー対応食も通常の給食と同一の調理施設（保育所内の給食室）で調理を行いますので、微量（コンタミネーション）でもアレルギー反応がある場合は、家庭からのお弁当持参になることがあります。

(4) 保育料以外の費用について

香南市立保育所・認定こども園では、保育料(P.19～20)の他に、名札、帽子、連絡ノート、写真等の用品代が必要です。必要な用品は施設によって異なります。詳細については、入所説明会時にお渡しする『園のしおり（重要事項説明書）』をご確認ください。

5. 認定こども園のいち幼稚学園について

(1) 利用可能な時間帯について

標準時間認定と短時間認定では、施設を利用できる時間帯が異なります。短時間認定を受けている方または標準時間認定を受けている所定の保育時間以外の時間帯に施設を利用する場合は、延長保育料が別途必要です。

受入月齢	認定区分	利用定員	曜日	保育時間		一時預かり(1号) 延長保育(2・3号) の時間	一時預かり料(1号) 延長保育料(2・3号)	
6ヶ月 ～ 5歳児	1号	15名	月 ～ 金	10:00～14:00		7:00～10:00 14:00～18:00	月額 7,000円～9,000円※1	
	2号 3号	80名		標準時間	7:00～18:00	18:00～19:00	月額	2,500円～5,000円 ※要就労証明書
				短時間	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～18:00	日払い	30分毎 200円
	土 ※2	標準時間		7:00～18:00	—	—	—	—
		短時間	8:30～16:30	—	—	—	—	

※1 施設等利用給付認定を受けた方は利用日数に応じて最高11,300円まで無償化されます。

※2 「0歳児」につきましては、午前中(7:30～12:00)のみとなります。

(2) 利用申込について

利用申込をされる方は必ず入園前説明会への参加や事前の見学をお願いします。施設の概要や保育・教育方針、保育料以外に必要な費用、アレルギー対応など説明を受けたうえで利用の申し込みをしてください。

提出書類・入所要件等についてはP5～7をご参照ください。

入園前説明会	9月16日(土)、10月28日(土) 13時～(1時間程度) ※事前予約が必要ですので、のいち幼稚学園まで連絡をお願いします。 来園の際はマスクの着用をお願いします。
面接	令和6年1月19日(金) 10時～(1時間程度) のいち幼稚学園に入所決定した方は、全員がお子さんと一緒に面接を受けてください。 面接日当日の受付順に面接を行います。
入園説明会	令和6年2月7日(水) 10時～(1時間程度) 制服採寸等
入園式 保育実施開始	入園式 令和6年4月6日(土) ※4月8日(月)～19日(金):新入児慣らし保育 慣らし保育の期間については施設に相談してください。 4月1日(月)～4月5日(金)の期間は新入児をお預かりすることはできません。

6. 香南市内地域型保育施設について

(1) 利用可能な時間帯について

標準時間認定と短時間認定では、施設を利用できる時間帯が異なります。短時間認定を受けている方または標準時間認定を受けている所定の保育時間以外の時間帯に施設を利用する場合は、延長保育料が必要な施設もありますので、詳細については各施設にお問い合わせください。

施設名	住所 連絡先	受入 月齢	利用 定員	曜日	保育時間		延長保育 の時間	延長保育料
					標準時間	短時間		
下村託児所	野市町大谷 1126-4 56-1328	2ヶ月 ～ 2歳児	19名	月～金	標準時間	7:30～18:45	—	—
					短時間	8:00～16:00		
				土	標準時間	7:30～12:30		
					短時間	8:00～12:30		
えみの保育園	野市町上岡 2592-1 56-1888	6ヶ月 ～ 2歳児	19名	月～金	標準時間	7:30～18:30	7:30～8:30 16:30～18:30	月額 2,500円～ 10,000円 30分毎 200円
					短時間	8:30～16:30		
				土	標準時間	7:30～12:00	—	—
					短時間	8:30～12:00	7:30～8:30	30分 200円
社会福祉法人 香南会 事業所内保育 所やまもも	赤岡町 1160-1 55-2893	2ヶ月 ～ 2歳児	19名	通年	標準時間	7:30～18:30	—	—
					短時間	9:00～17:00	7:30～9:00 17:00～18:30	1日：250円
ひだまり園	野市町みどり野 3丁目 51-1F 50-1997	2ヶ月 ～ 2歳児	10名	月～金	標準時間	7:30～18:30	—	—
					短時間	8:00～16:00		
				土	標準時間	7:30～12:30		
					短時間	8:00～12:30		
ニチキッズ 香南 のいち保育園	野市町東野 1011-1 57-3230	3ヶ月 ～ 2歳児	19名	月～土	標準時間	7:30～18:30	18:30～19:30	月額 2,000円 1回 200円
					短時間	8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～19:30	1回 200円

(2) 利用申込について

利用申込をされる方は必ず入園説明会への参加や事前の見学をお願いします。施設の概要や保育・教育方針、保育料以外に必要な費用、アレルギー対応など説明を受けたうえで利用の申し込みをしてください。

提出書類・入所要件等については P.5～7 をご参照ください。

※えみの保育園では、連携施設の認定こども園のいち幼稚学園合同で、入園前説明会、面接、入園決定後の入園説明会がありますので、P.9 の日程をご確認ください。慣らし保育の期間、入園式前のお子さんの受入についても、のいち幼稚学園と同様です。

※ニチキッズ香南のいち保育園では、以下の日程で見学会を行います。予約制になっておりますので、希望される方は事前に施設へご連絡ください。

日時：10月27日（金） 14：00～16：00 連絡先：(0887)57-3230 （要予約）

7. 香南市立の幼稚園・認定こども園(1号)の利用申込について

(1) 入所要件について

香南市立の幼稚園・認定こども園(1号)に入園するには、次の要件を満たす必要があります。

①香南市内に住民登録がされている児童であること。

(転入予定で申し込む場合は令和6年4月1日までに転入すること)

②入園できる年齢に達していること(3歳児～5歳児)

※受入可能人数以上の申込があった場合は、市が利用調整(選考)を行い、優先度の高い方から入所決定となります。

(2) 提出書類について

①教育・保育給付認定(現況)兼入所(入園)申請書

②個人番号提供書

③申込みチェックシート

(3) 香南市立の幼稚園・認定こども園(1号)の利用時間等について

香南市立の幼稚園・認定こども園(1号)を利用できる時間帯及び休園日は、次のとおりです。

教育時間	月曜日～金曜日 8時30分～14時00分
休園日	小学校の休日に準ずる (学年始め・学年末休み、夏休み、冬休み、土日祝日、幼稚園・認定こども園が特に定める日)

(4) 入園にあたって

見学を希望される場合は、事前に施設へ確認をお願いします。電話での問い合わせも受け付けておりますので、施設の概要や教育方針、用品などの必要な費用、アレルギー対応など確認して利用の申し込みをしてください。

幼稚園の給食は、こうなん給食センターから配送します。食物アレルギーのあるお子さんは申し込み時に必ずお知らせください。幼稚園での食物アレルギー対応は、P.14をご確認ください。

認定こども園の給食は、自園で調理して提供します。認定こども園での食物アレルギー対応は、P.8(3)香南市立保育所・認定こども園の給食における食物アレルギー対応についてをご確認ください。

(5) 費用について

幼児教育・保育の無償化により3歳児から5歳児の保育料は無料となりました。香南市独自負担で給食費も無料となっています。用品代として名札、帽子、連絡ノート、写真代等が必要となりますが、必要な用品は施設によって異なります。詳細については、入園説明会時にお渡しする『園のしおり(重要事項説明書)』をご確認ください。

(6) 香南市立の幼稚園・認定こども園(1号)の入園決定後の面接について

一次募集で決定した方の面接日は下記の日時で、入園施設で行いますので、お子さんと一緒にお越しください。混雑を防ぐため、面接時間は事前予約を予定しておりますので、詳細は入所決定通知に同封する文書でご確認ください。きょうだいで香我美おれんじ保育所と香我美幼稚園へ入所する場合は、どちらか一方の施設で面接を受けることもできます。二次募集で決定した方は園に連絡のうえ、面接を受けてください。

幼稚園名	面接日	時間
野市幼稚園	1月17日(水)	【AM】 9:00～12:00
	1月18日(木)	
野市東幼稚園	1月16日(火)	【PM】 14:00～17:00
香我美幼稚園	1月15日(月)	
夜須こども園	1月25日(木)	

8. 香南市立の幼稚園・認定こども園（1号）の預かり保育について

香南市立の幼稚園・認定こども園では教育時間前後に預かり保育を実施しています。保護者の就労や疾病などにより、継続的に保育の必要性がある場合は『継続的利用』、リフレッシュや私用等の要件で利用する場合は『一時的利用』でご利用いただけます。

※認定こども園（1号）の方は『一時的利用』のみご利用いただけます。『継続的利用』を利用する場合は、2号認定への認定変更が必要になります。

（1）香南市立の幼稚園・認定こども園（1号）の預かり保育概要

預かり保育の開設日は月曜日～土曜日です。土曜日は少ない職員体制で保育を行っているため、就労等で家庭保育ができない方のみの利用となります。

	利用条件	利用可能時間	認定期間	料金
継続的利用	就労、就学 疾病、災害 看護、介護	(早朝) 7:30～8:30 (降所後)14:00～18:30	保育が必要な期間	幼児教育・保育の無償化により認定期間は無料 (申請がない場合は利用料が発生します)
	妊娠・出産 【産前産後2か月】	(早朝) 7:30～8:30 (降所後)14:00～18:30	出産予定日の8週間前の初日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日	
	妊娠・出産 【産前産後3か月～6か月】 (既に入所している児童のみ)	(降所後)14:00～16:00	出産予定日の6か月前の月の初日から3か月前の月の末日 産後3か月目の月の初日から、産後6か月を経過する日が属する月の末日	
	育児休業 (既に入所している児童のみ)	(降所後)14:00～16:00	育児休業期間が終了する日の前月末又は当月の末日 ※最長利用可能期間:育休を取得している対象児が満1歳になる日の属する年度末まで	
	求職活動	(降所後)14:00～16:00	90日を経過する日が属する月の末日(申請により1回に限りさらに90日延長可)	
	その他、社会的にやむを得ない場合	(早朝) 7:30～8:30 (降所後)14:00～18:30	保育が必要な期間	
一時的利用	就労(月間48時間未満) リフレッシュ きょうだいの学校行事 私用	(早朝) 8:00～8:30 (降所後)14:00～17:00	週1回 (月間48時間未満の就労で週1回以上利用する場合は勤務日の分かるシフト表を提出)	日額250円

(2) 必要書類

●継続的利用の場合

利用を希望する月の前月 20 日までにこども課、または幼稚園まで以下の書類を提出してください。

- ・香南市立幼稚園預かり保育事業利用申請書
- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・保護者それぞれの保育の必要性が分かる証明 (P.5 の表で該当するものをご提出ください)

●一時的利用の場合

利用を希望する 3 日前までにこども課、または幼稚園まで以下の書類を提出してください。

- ・香南市立幼稚園預かり保育事業利用申請書

(3) 長期休園中の預かり保育について

以下の期間は学校と同様に長期休園となりますが、預かり保育を実施しています。この期間に給食はありませんが、継続的利用の方のみ、無償でお弁当の配食サービスをご利用いただけます。

預かり保育実施日				
施設名	開園時間	夏休み	冬休み	春休み
野市幼稚園	月曜日～金曜日 7:30～18:30	7月下旬 ～ 8月31日	12月下旬～ 1月の始業式の前日まで ※12月29日～1月3日は 全園休園。預かり保育 は実施しません。	3月下旬 ～ 次年度の入園式まで
野市東幼稚園	土曜日 7:30～12:30			
香我美幼稚園	月曜日～土曜日 7:30～18:30			

(4) 振替休日について

行事のための振替休日は、継続的利用の方のみ預かり保育があります。



【公立幼稚園の給食における食物アレルギー対応について】

※公立認定こども園は P8 (3) の取扱となります

香南市の幼稚園の給食は、食物アレルギーのある園児が他の園児と同じように給食の時間を楽しむことができることを目指し、一定の基準のもと、食物アレルギー対応を実施しています。

◆ 実施基準（次の3つをすべて満たすことが必要です） ◆		
幼稚園へ『学校生活管理指導表』（医師の診断）を提出していること。	食物アレルギー対応委員会による「個別取組プラン」の作成に、保護者の方の理解と協力が得られること。	ご家庭でもアレルゲンを含む食品の除去を行っていること。

◆ 幼稚園の給食における主な対応方法 ◆		
アレルギー対応する	原則として、食品衛生法で定める特定原材料のうち（えび・かに・そば・卵・乳・落花生）を対象とします。ただし、「そば」「えび」「かに」は給食では使用しません。 特定原材料以外のアレルゲンについては、個別に相談します。 ※「小麦」については情報提供や家庭からの弁当持参をお願いしています。	
幼稚園へ提出していただいた『学校生活管理指導表』に基づいて、保護者と面談をしながら、「食物アレルギー対応委員会」で個々に応じた個別取組プランを作成します。		
個別取組プランにより、幼稚園や給食センターでは次のような対応をします。		
幼稚園での対応	自力除去の援助	誤食を防止する手だて（園児との確認）や食後の見守り等をします。
	除去食・代替食	給食センターから配送された除去食・代替食を園児に手渡します。
	弁当持参（全部・一部）	アレルゲンが多種に渡る・少量でも重篤な反応がある・調理時の除去が困難などの理由により除去食・代替食の対応が難しい場合、家庭から持参した弁当を給食時まで保管・管理します。
給食センターでの対応	自力除去への情報提供	詳細な献立表や成分表を配付し、園児が自力除去する際に必要な情報を保護者に提供します。
	除去食・代替食の調理・配送	献立原案で保護者とやり取りをしながら、どのメニューに対し除去食や代替食の対応をするか協議します。 除去食や代替食を提供する場合は幼稚園・学年・組・氏名を明示した個別食缶等に入れ誤配を防止するための個人カードと一緒に配送します。
	飲用牛乳の停止	業者から幼稚園へ直送される飲用牛乳を停止します。 ※飲用牛乳のみを停止する場合は、『学校生活管理指導表』は不要です。ただしその場合、乳をアレルゲンとした除去食・代替食の提供はできません。

食物アレルギー対応につきましては、入園予定の幼稚園へお問い合わせください

9. 香南市外の施設の利用申込について（広域入所）

香南市在住の児童が、香南市外の教育・保育施設に利用申し込みをする場合は、香南市が受付し、施設所在地の市区町村に協議します。

■希望の保育施設のある市区町村にまずは確認をしてください。（市町村により異なります）

①広域入所申込が可能かどうか（市外在住者の申込を受付けていない場合もあります。）

※申込要件や申込可能施設も市区町村によって異なります。

②希望の保育施設の空き状況

③希望の保育施設のある市区町村の申込締切日（受付期間）

④その他必要な書類や申込に関する注意事項

（1）申込みについて

必要書類（P.5（2）提出書類についてを参照）を各受付期間内に香南市こども課へ提出してください。

香南市から希望の保育施設のある市区町村に申込み書類を送付します。※香南市内の保育施設も希望する場合は、11月14日（火）までに提出が必要です。（令和6年4月入所の場合）

（2）入所要件について

広域入所を申込むには、次の要件を満たす必要があります。

①香南市内に住民登録されている児童であること。

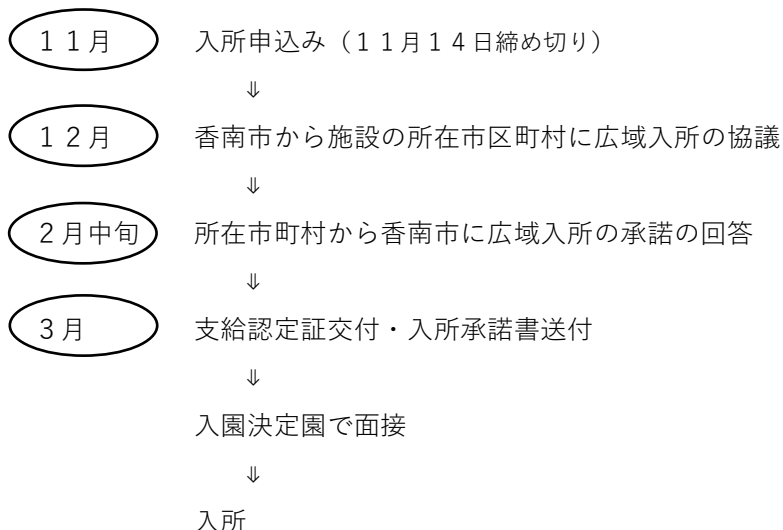
（転入予定で申込む場合は認定を受ける月の1日までに転入すること）

②2号・3号認定を受けようとする方は、保育の利用を必要とする事由があること（P.3）。

③施設の入所可能月齢・年齢に達していること。

※香南市に住民登録がない方は、広域入所対象となりません。住所地の市町村で申込み手続きをしてください。

（3）入所までの流れ（令和6年4月入所の場合）



《注意事項》

○施設の所在市区町村で利用調整後に入所決定を通知します。施設の所在市区町村の児童の入所が優先されるため、定員の都合上入所できない場合もありますのでご了承ください。

○香南市と市外の施設を同時に希望する場合、自治体ごとに利用調整を行うため、重複して内定となることがあります。その際は原則として、申込希望順位が最も高い施設となります。

○香南市の施設を第2希望以降とする場合は、第1希望施設の利用調整後（市町村により異なる）の選考となるため、香南市の施設は2次募集での受付となります。（香南市の利用調整日が12月下旬頃のため）

（4）事前見学等について

見学を希望される場合は、事前に施設へ確認をお願いします。施設の概要や保育方針、保育料以外に必要な費用、アレルギー対応など説明を受けた上で利用の申し込みをしてください。

10. 二次募集について

(1) 二次募集の募集期間について

11月1日（水）から11月14日（火）までの申請期間を過ぎての申し込みは、二次募集の扱いとします。二次募集の受付期間は次のとおりですので、受付期間内に書類の提出をしてください。

なお、1月上旬頃には一次募集後の空き状況を市ホームページでお知らせする予定です。

区分	受付期間	提出先
二次募集	令和6年2月29日（木）まで	香南市教育委員会 こども課

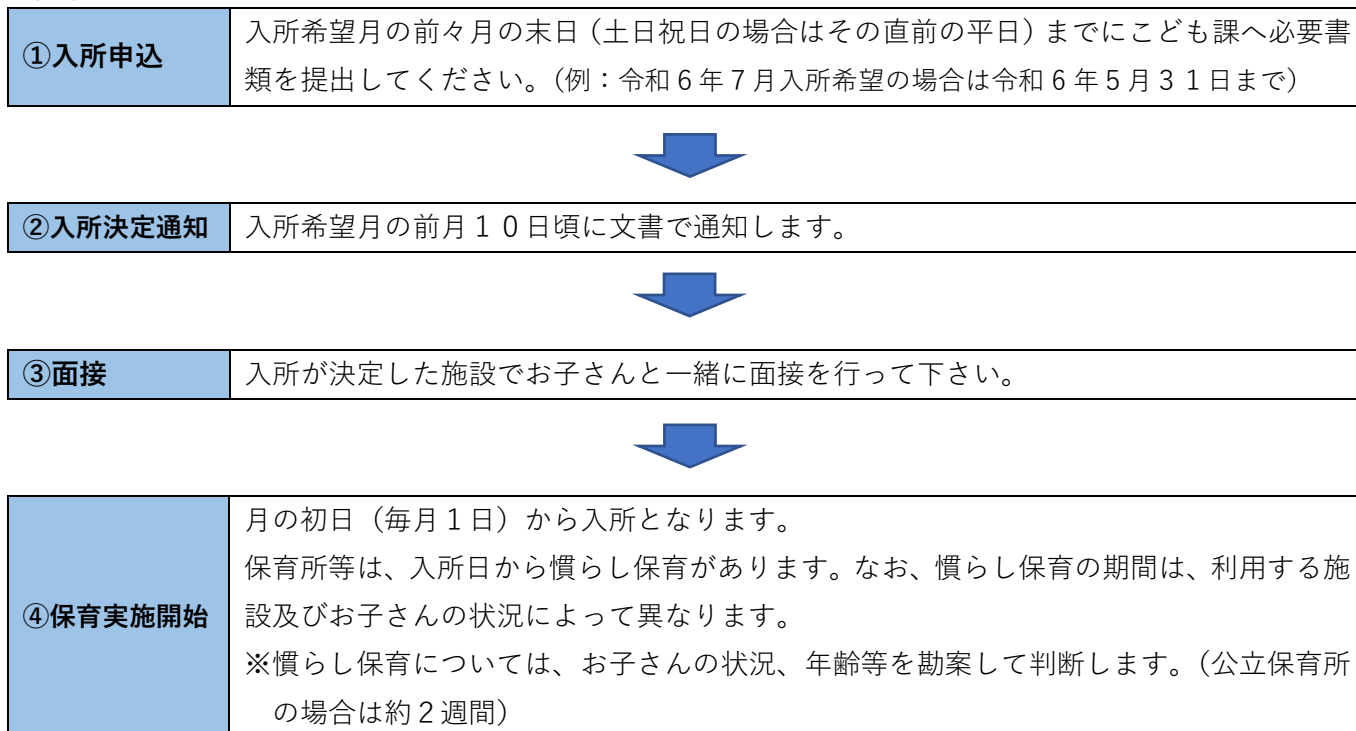
(2) 入所承諾書及び入所保留の通知について

二次募集の利用調整の結果は、3月中旬までに文書で通知します。

11. 途中入所について

年度の途中に入所する場合は、月の初日（初日が休日の場合も同じ）からの入所になります。なお、保護者の疾病等で緊急に施設への入所を希望される場合は、こども課へご相談ください。

(1) 申込の流れ



(2) その他

その他詳細につきましては、この「令和6年度特定教育・保育施設利用申込案内」をご確認ください。香南市内の保育施設の空き状況は市のホームページに掲載しています。

12. 入所後の注意事項について

(1) 教育・保育給付認定等の変更について

『就労』から『妊娠・出産』への変更など、「保育の利用を必要とする事由」に変更があった場合や住所（香南市内の転居を除く）、勤務先に変更があった場合は、速やかにこども課へ届け出てください。1号認定の方が就労等の事由により2号認定への変更を希望する場合も同様です。また、税の修正申告をした場合も、保育料が変更になる場合がありますので、こども課までご連絡をお願いします（当該年度に限り追加納付又は還付をします）。

(2) 教育・保育給付認定の変更に必要な書類について

保育認定（2号認定・3号認定）を受けたお子さんについては、保護者の方の「保育の利用を必要とする事由」に次の変更があった場合は、市への変更申請が必要となります。1号認定の方が就労等の事由により2号認定への変更を希望する場合も同様です。毎月20日（土日祝の場合は翌平日）が申請期限で、翌月初日からの教育・保育給付認定を変更します。

変更申請	教育・保育認定兼入所（入園）申請書	就労証明書または入所事由申立書	添付書類
就労の状況が変わった	○ (保育必要量が変わる場合のみ)	○ (変更者のみ)	なし
母親が妊娠したもしくは出産した	○	○ (母親のみ。入所事由申立書②へ記入)	母子手帳(母親の氏名・分娩予定日記載ページ)の写しなど出産日や出産予定日がわかるもの
疾病に罹患した障害をもった	○	○ (入所事由申立書③へ記入)	疾病…診断書（香南市指定様式） 障害…手帳の写しなど病名や状況がわかるもの
同居している親族の介護看護をすることになった	○	○ (入所事由申立書④へ記入)	介護・看護の状況がわかるもの
同居している親族が障害児（者）となった	○	○ (入所事由申立書④へ記入)	身体障害者手帳、療育手帳
災害復旧に従事することになった	○	○ (入所事由申立書⑤へ記入)	罹災証明書
求職活動をすることになった	○	○ (入所事由申立書①へ記入)	ハローワーク受付票の写し または、雇用保険受給者証
就学することになった	○	○ (入所事由申立書⑥へ記入)	在学証明書等 (在学期間・就学時間帯(加キョウム)がわかるもの)
育児休暇を取得することになった	○	○ (育児休業を取得する方のみ。就労証明書9、11への記載必須)	なし
香南市外に転出することになった	要相談	要相談	要相談
香南市内で転居することになった	×	×	×
婚姻した	○	○ (婚姻相手のみ)	個人番号提供書 (婚姻相手の個人番号を記入)
離婚した	○	×	戸籍謄本（離婚日がわかるもの）又は児童扶養手当受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証等

(3) 育児休業取得中の施設の利用可能期間について

育児休業取得時に、既に兄姉が保育施設を利用している場合、育児休業対象児童が満1歳になる日の属する年度末までは、継続して施設を利用することが可能です。但し、この期間を超えて育児休業を取得する場合は、家庭での保育が可能とみなし退所となりますのでご注意ください。

(4) 現況届について

子ども・子育て支援制度では、保育所等の施設を利用している方を対象として、保育を必要とする事由に該当していることを確認するため、年に一度、現況届の提出をお願いしています。現況届は、新入児、継続児ともに提出が必要です。必要な書類等の詳細は提出時期にお知らせをします。

(5) 年度途中の転園について

転居等により別の施設へ転園を希望される場合は、利用を希望する施設の空き状況をご確認の上「特定教育・保育施設 転園申込書」を転園希望月の前々月の末日（土日祝日の場合はその直前の平日）までに、教育委員会こども課までご提出ください。転園希望先の施設に空きがあり、かつ、保育施設については入所選考を経た上で転園が可能となります。

転園までは現在利用している施設に通園することができますが、入所決定後の変更・取り下げはできませんのでご注意ください。

(6) 退所について

家庭での保育が可能となった等、「保育を必要とする事由」がなくなった場合は、保育施設を退所していただくことになります。

欠席し始めて2ヶ月欠席が続いた場合も**原則**退所となります。休園等の対応はありません。

ご家庭の事情や転出等により退所する場合は、わかり次第、必ず施設に連絡し、退所届を提出してください。



13. 保育料について

令和元年10月より、3歳児から5歳児までの全ての子どもと0～2歳児の非課税世帯の幼児教育・保育の利用料が無償化されました。また、3歳児から5歳児の給食費（副食費）も市独自の軽減制度を含め、免除されました。
 ※0歳児～2歳児の副食費は、保育料に含まれています。

（1）無償化の対象範囲

認定区分	学齢	市町村民税額	保育料	副食費
保育認定 (3号認定)	0歳児 ～ 2歳児	非課税世帯	無償化	保育料に含まれています。
		上記以外	香南市保育料徴収金基準額表でご確認ください。	
保育認定 (2号認定) 教育認定 (1号認定)	3歳児 ～ 5歳児	年収約360万円未満相当の世帯	無償化	国の基準により免除
		上記以外		市独自で4,700円を上限に軽減

※香南市公立施設の給食費は4,700円です。

（2）保育料の算定について

保育料は、4～8月分は令和5年度の市町村民税課税額（R4.1.1～R4.12.31の収入）を、9～3月分は令和6年度の市町村民税課税額（R5.1.1～R5.12.31の収入）を基に決定します。保育料は、世帯の市町村民税額の合算で算定し、収入が年額103万円未満の場合は、同一世帯の祖父母等の課税額も合算して算定します。

※住宅ローン・寄付金控除などは保育料の算定に含めません。

（3）香南市公立施設以外に入所する場合の給食費について

3歳児から5歳児のお子さんで、香南市公立施設以外に入所する場合も、月額4,700円を上限に給食費を軽減します。施設があらかじめ差し引いて差額のみ徴収する場合と、一度施設に全額お支払いいただき、保護者からの申請によって補助金として交付する場合があります。

（4）幼稚園等の預かり保育料について

子育てのための施設等利用給付認定を受けたお子さんの預かり保育料については、月毎に450円×利用日数（上限11,300円）を上限に無償化されます。香南市公立施設以外に入所する場合は一度施設にお支払いいただき、保護者からの請求により保護者に支給します。

（5）保育料と給食費以外の費用について

無償化の対象となるのは保育料と給食費です。それ以外の実費徴収分（教材費等）は費用負担が必要です。実費徴収分は園によって異なりますので、入所を希望する園にご確認ください。

（6）市町村民税の申告のお願い

市町村民税の未申告など課税情報が確認できない場合は、保育料を最高額で仮決定させていただく場合がありますので、必ず申告等をお願いします。

給食費については、3歳児から5歳児のおさんは4,700円を上限に軽減されますが、国の制度による無償化の対象者と、市独自の軽減制度の対象者を把握する必要があるため、無収入の方も含めて市町村民税の申告をお願いいたします。

香南市保育料徴収金基準額表（3号認定）

（令和5年10月1日現在）

階層区分		認定区分（3号認定）	
	区 分	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び養育里親等（※1）の世帯	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3-1	市町村民税均等割のみ課税世帯（※2）	7,800円	7,700円
	市町村民税均等割のみ課税世帯	16,600円	16,400円
第3-2	市町村民税所得割課税額	48,600円未満の世帯（※2）	9,000円
		48,600円未満の世帯	19,500円
第4-1	市町村民税所得割課税額	48,600円以上 73,000円未満の世帯（※2）	9,000円
		48,600円以上 73,000円未満の世帯	23,000円
第4-2	市町村民税所得割課税額	73,000円以上 77,101円未満の世帯（※2）	9,000円
		77,101円以上 97,000円未満の世帯（※2）	29,000円
		73,000円以上 97,000円未満の世帯	29,000円
第5-1	市町村民税所得割課税額	97,000円以上 133,000円未満の世帯	37,000円
第5-2	市町村民税所得割課税額	133,000円以上 169,000円未満の世帯	40,000円
第6	市町村民税所得割課税額	169,000円以上 301,000円未満の世帯	49,000円
第7	市町村民税所得割課税額	301,000円以上の世帯	59,000円

（※1）養育里親等

小規模住居型児童養育事業を行う者、養育里親又は児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設）の長（※2）「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児（者）のいる世帯」

- 1 ひとり親世帯等… 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のいない女子又は同条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、現に児童を扶養している世帯
 - 2 在宅障害児（者）のいる世帯 … 次に掲げる児（者）がいる世帯
 - ①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ②療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- * 1 同一世帯に複数の就学前の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所・入園し、または児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合における第2子の保育料は半額、第3子以降は無料とする。
- * 2 生計を同一とする世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満で複数の児童を扶養している場合における第2子の保育料は半額、第3子以降は無料とする。
- * 3 生計を同一とする世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満で、複数の児童を扶養し、かつ、「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児（者）のいる世帯」に該当する場合は、第2子以降の保育料を無料とする。
- * 4 保育料の算定に用いる市町村民税の額には、住宅借入金等特別控除・寄附金控除などは含まない。
- * 5 保育料は、世帯の市町村民税額の合算で算定し、世帯の生計が父母の収入のみによって成り立っていると認められない場合は、同居の祖父母等の課税額も合算して保育料を算定する。
- * 6 月の途中で退園した場合は日割計算とする。また、自己都合で長期に欠席した場合でも利用の有無にかかわらず保育料はかかる。
- * 7 保育料は、4月1日時点の児童の学齢で区分する。同一年度内は、3歳の誕生日を迎えても保育料は変更にならない。

14. 保育料の軽減制度について

香南市の保育料軽減制度についてご紹介します。詳細はお問い合わせください。

(1) 同時入所第2子保育料軽減制度

保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所へ同じ時期にきょうだいが入所している場合に、2人目の保育料を無料とします。

※「幼稚園」は子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園に限ります（香南市立幼稚園は対象）。

※保護者の方の所得やお子さんの扶養人数によっては、既に保育料が無料になっている場合もあります。

※保護者の方の所得やお子さんの学齢は問いません。

(2) 多子世帯保育料軽減制度

18歳未満のお子さんを3人以上扶養しており、第3子以降で2歳児までのお子さんの保育料を軽減します。お子さんが通う施設によって、軽減の方法および軽減の額が異なりますのでご注意ください。

種別	軽減の方法	軽減する額
公立保育所	保育料の決定をした後、保育料を無料にし、当該年度については保育料を徴収しません。	保育料全額
小規模保育施設		
事業所内保育施設		
認定こども園		
私立幼稚園 (子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園)	保護者の方からの申請により当該保育料に相当する額を香南市	幼稚園が徴収する授業料及び預かり保育に係る費用(給食費及びおやつ代を含む) ※月額 25,000 円を上限
届出認可外保育施設	多子世帯保育料等軽減補助金として保護者に交付します。	保護者の方と施設との契約等により支払う基本的な保育サービスの利用に要する費用 ※月額 50,000 円を上限

(3) 保育料減免制度

入所されているお子さんの世帯の負担能力に著しい変動が生じた場合で、次の要件に該当する場合は、保護者の方からの申請により保育料の一部又は全部を減免する制度があります。

減免の要件	減免額
台風、地震等の自然災害又は火災等により住宅又は家財に著しい損害を受け、その損害金額（保険金及び補償金等により補填される金額を除く）が住宅又は家財の価格の5割以上の場合	第2階層：全額 第3階層以上：半額
会社の倒産又は本人の意思によらない会社からの退職勧告等により保護者の収入が著しく減少した場合	申請時の保護者の収入から1年間の収入を見込み、当該年度の市町村民税の額を推定し、保育料の階層区分を変更して減免
保護者が病気、事故等により6ヶ月以上にわたり就労することが困難となり、収入が著しく減少した場合	
その他特別な事情があると市長が認める場合	

減免を希望される場合は、「保育料減免願」の提出が必要です。詳細については、教育委員会こども課までお問い合わせください。

(4) 実費徴収に係る補足給付事業

保育料が第1階層（生活保護世帯）の世帯、又はそれに準ずる世帯として市長が認めた世帯の方で、子ども・子育て新制度に移行した施設にお子さんが通っている保護者を対象に教材費、行事費等を補助金として交付する制度です。詳細については、教育委員会こども課までお問い合わせください。

15. 施設等利用給付認定について

幼児教育・保育の無償化は、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業等も対象になります。給付を受けるためには、事前に「子育てのための施設等利用給付認定」の申請が必要です。下の詳細をご確認いただき、該当する方は申請をお願いします。

－対象者－

対象者となるのは下の①～③の**すべて**に該当する人です。

①保護者の就労、疾病等により、保育の必要性があること

※リフレッシュ、私用での利用の場合は対象とはなりません。

②3歳児から5歳児までの子ども、及び0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子ども

③保育所、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用（併用）していないこと

－給付内容－

（1）上限額

認定を受けた子どもの保護者が認可外保育施設等を利用し、利用料（保育料）を支払った場合に給付します。

※通園送迎費、食材料費、行事費などの実費は保護者の負担になりますので、ご注意ください。

対象	上限額
3歳児から5歳児までの子ども	月額 3.7万円
0歳児から2歳児までの非課税世帯の子ども	月額 4.2万円

（2）対象となる認可外保育施設等

都道府県等に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）に加え・**一時預かり事業**（保育所の一時預かり保育・幼稚園の預かり保育）・**病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業が対象**です。

（3）申請方法等

認定を希望する方は、認定希望月の前月 20 日までに必要書類を提出してください。

申請には申請書と保育の必要性を証明する書類の提出が必要です。保育の必要性を証明する書類については、P.5をご確認ください。

関係書類はこども課で配布しています。

16. 子育て支援について

(1) ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）について

ファミサポは、「おねがい会員（子育ての応援をしてほしい人）」と「まかせて会員（子育ての応援をしたい人）」の出会いをお手伝いします。ご利用には事前登録が必要です（登録・入会料は無料）。

「おねがい会員」は香南市に住民登録があり、生後6ヵ月から小学校6年生までの子どもを養育している方が対象です。

【問い合わせ先】

こうなんファミリーサポートセンター（社会福祉法人香南市社会福祉協議会内）

TEL（0887）57-7300 平日8：30～17：15

こんなときに利用できます

- ・ 保育所や幼稚園の送り迎え
- ・ 放課後や児童クラブ後の預かり
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事のとき
- ・ 買い物やリフレッシュしたいときなど

利用料

- 【月～金】 7:00～19:00 600円/h
 19:00～21:00 700円/h
 【土日祝日、年末年始】
 7:00～21:00 700円/h

(2) 保育所での一時預かり事業について

保護者の方が通院・介護・出産・育児疲れ・急な仕事や外出など、家庭で保育ができない時に、保育所で一時的にお子さんをお預かりします。初めて利用される方は、利用登録及び面接が必要です。一時預かり事業を行っている保育所等に電話予約のうえ、お子さんと一緒に面接を受けてください。

職員体制が整わない場合は、受入時間及び受入人数を縮小して実施する場合がありますので、お申し込み時に確認してください。

実施場所	香我美おれんじ保育所 夜須こども園 赤岡保育所	香我美町下分711番地2 夜須町坪井1437番地 赤岡町534番地3	(TEL) 57-7011 (TEL) 50-6714 (TEL) 54-2471 (TEL) 54-4343
保育日	月曜日～土曜日（利用日数は週3日を限度とします） ・登録済みの方は、3日前までに利用する保育所に申し込みをしてください。 ・緊急の場合は、当日申し込みも可能です。 ・出産・入院などの場合は、限度日数について相談に応じます。		
保育時間	月曜日～金曜日 午前8時～午後4時 土曜日 午前8時～11時30分		
料金	・半日（8時～12時、または12時～16時）：1,000円 ・1日：2,000円、給食：300円 ※生活保護世帯に属する方、前年度分の市町村民税非課税世帯のうちひとり親世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯の方は預かり料を免除することができます。 該当の方は「香南市一時預かり料減免申請書」をご提出ください。		
対象児	(1)香南市に住所があり保育所・幼稚園に入園していない満1歳から小学校就学前の児童 (2)市外に住所を有するが、保護者の傷病・出産・介護等により一時的に市内に居住することになった児童		

(3) 総合子育て支援センター「にこなん」について

香南市では、地域において子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施等を行う子育て拠点として、香南市総合子育て支援センターを設置しています。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする【地域子育て支援センター】と【病後児保育施設】も併せて開設しています。

①地域子育て支援センターについて

保育所・幼稚園に通っていないお子さんの子育てをしているお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、また、これから子育てを始める妊娠中の方など、多くの方が自由に集って気軽に利用できる場所です。子育ての話をしたり、悩みを相談したり、情報交換をしたりしながら、親子で楽しく遊びませんか？

開設時間 (親子の交流広場)	月～金 9時～16時 第2・4土 9時～11時30分
対象	就園前の児童、妊婦とその家族
費用	無料
主な事業	育児学級、妊産婦支援、パパママ教室、育児相談、にこにこセミナー、助産師出張相談、離乳食講習会、栄養相談など

出張ひろば（赤岡、香我美、夜須、吉川）も開設しています



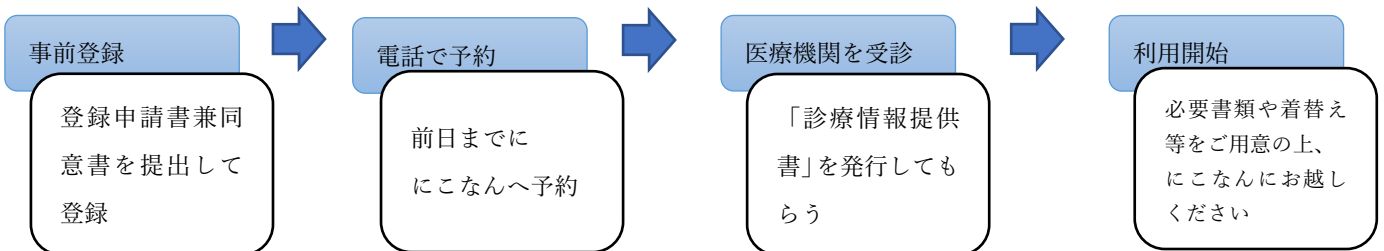
②病後児保育事業について

「具合は良くなってきたけれど、まだ保育園や小学校に行かせるのは心配・・・」「もう少し休ませたいけれど、仕事が休めない」というようなことはありませんか？そんな回復期のお子さんを専用の場所でお預かりする病後児保育事業を実施しております。もう少し体力の回復を図ってあげたいけれど、保護者の仕事が休めない等、自宅での保育ができない時にご利用ください。

開設時間	月曜日～金曜日 7時30分～16時30分
対象	病気の回復期で、集団生活が困難な児童（生後6ヶ月～小学校6年生まで）
費用（減免制度あり）	4時間以上 2,000円 4時間未満 1,000円



《利用までの流れ》



詳細は「にこなん」0887-50-5257 までお問合せください。

(4) 子育てサイト「香南キッズ」について

保護者の方が安心して子育てできるよう、さまざまな制度、相談窓口、健診、お子さんが病気になった時など、ライフステージに沿った子育てに役立つ情報が満載です。出産前からしっかりサポートします。ぜひメールマガジンの登録をして、子育てに活用してください。



<http://konan-kids.jp>



香南キッズ

検索

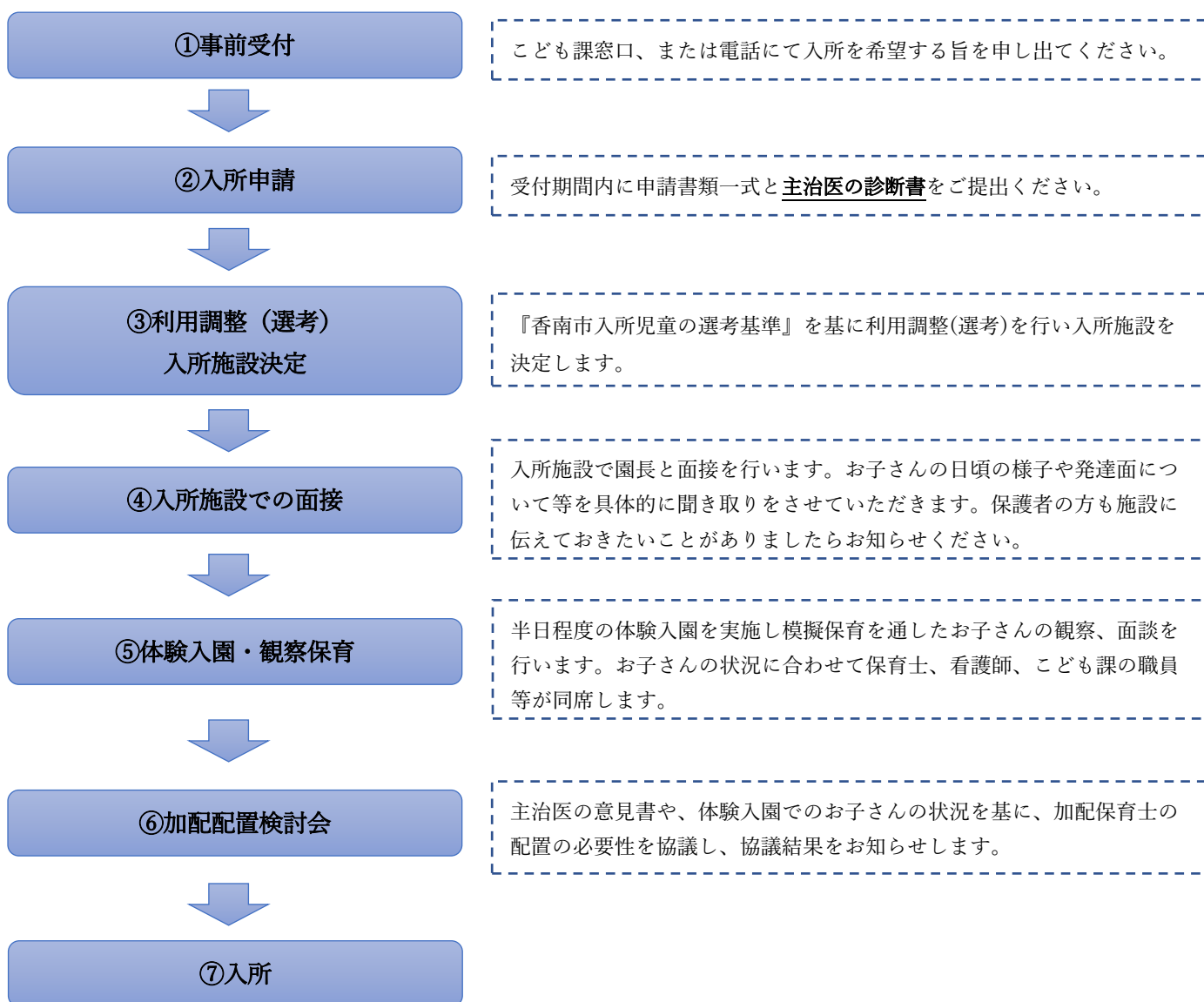


17. 特別支援保育について

心身において特別な配慮が必要なお子さんや、発育や発達の遅れ、疾患等により集団生活の中で特別な支援が必要な児童の保育（特別支援保育）を実施しています。お子さんの健全な成長及び発達を促すとともに、福祉の向上を図ることを目的としています。

尚、申込みの段階ではお子さんが特別支援保育の対象となるかはわかりません。体験入園を行ったり、医師、発達支援の専門職などの意見を伺ったりしながら、特別支援保育の必要性について総合的に検討したうえで判断をさせていただきます。

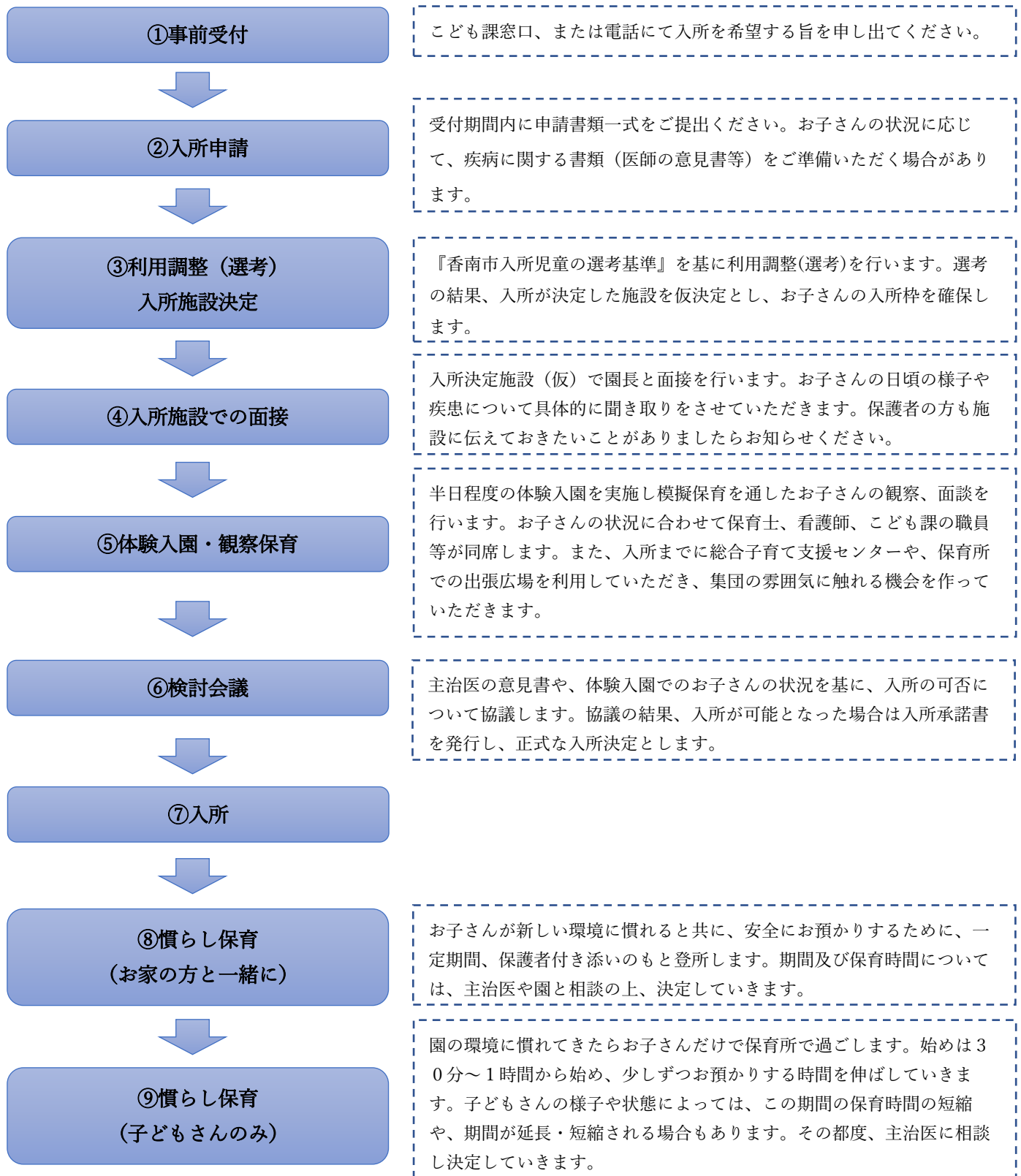
(1) 発育や発達に遅れがあり個別の対応（加配保育士の配置等）を希望する場合



※加配保育士の必要性が認められた場合でも、保育士の確保が難しい場合は、配置まで時間を要する場合があります。

※継続児については、発達支援の知識を有する者が保育施設を巡回し、お子さんにどの程度の支援が必要か、特別支援保育対象となることが望ましいかを協議し、適切な支援を提供できるよう努めています。

(2) 疾患により医療的ケアや見守りが必要な場合



※集団保育が困難な場合や医療的ケアが必要な場合は、保育施設の受入体制により、入所できない場合があります。

※検討会議の結果、入所が可能となった場合でも、加配となる保育士や看護師の配置が難しい場合は、加配職員が確保できるまで家庭保育をお願いする場合があります。

※⑧、⑨の期間についてはお子さんの状況により決定します。場合によっては1年以上の時間をかけて、保育時間を延ばしていくこともあります。

18. 保育施設・幼稚園の一日の流れ

香南市内の保育施設、幼稚園の一日の流れの一例をご紹介します。

施設によって開設時間が異なったり、学年によって時間帯が異なる場合があります。

詳細は入所希望施設にお問い合わせください。

保育施設

登所 7:30~9:00

7:30に施設が開所し、お子さんの受入れが始まります。
7:30から8:00は早朝保育となっており、就労等で早い時間から保育が必要な方が利用することができます。

活動開始 9:00~11:00

室内や園庭で友達と一緒に好きな遊びを楽しみます。
気候がよい季節には園外へ散歩に出かけることもあります。
0.1.2歳児は午前のおやつを食べます。

給食 11:00~12:30

学齢によって11時頃から給食を食べます。年長児は自分で配膳をします。

午睡 12:30~14:30

給食を食べてお腹いっぱいになったら午睡をします。日中たくさん遊んで疲れた体を休めます。年長児は秋頃から午睡がなくなり、友達や先生と好きな遊びを楽しみます。

午後のおやつ 15:00~15:30

目が覚めて着替えをしたら、おやつを食べます。

降所活動 15:30~16:00

自分の持ち物を片付け、家に帰る準備をします。
帰りの会では友達や先生と絵本を見たり、歌を歌ったり、今日の出来事をクラスで振り返ったりします。
年長児は友達や先生と一緒に保育室の掃除をします。

降所・延長保育 16:00~18:45

迎えが来たお子さんから順次降所します。
18:45まで延長保育があり、迎えが来るまで室内や園庭で好きな遊びを楽しみます。

幼稚園

登園 7:30~9:00

7:30に施設が開所しお子さんの受入れが始まります。
7:30から8:30は早朝の預かり保育となっており、就労等で早い時間から保育が必要な方が利用することができます。

学級活動 9:00~11:00

それぞれの学級で活動が始まります。友達や先生と一緒に室内や園庭で好きな遊びを楽しみます。
気候がよい季節には園外へ散歩に出かけることもあります。

給食 11:30~12:30

学校給食センターからおいしい給食が届き学級の友達と一緒に食べます。
年長児は自分で配膳をします。

降園活動 13:00~14:00

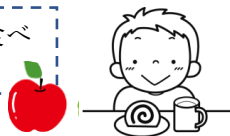
自分の持ち物を片付け、家に帰る準備をします。
帰りの会では友達や先生と絵本を見たり、歌を歌ったり、今日の出来事をクラスで振り返ったりします。
年長児は友達や先生と一緒に保育室の掃除をします。

降園 14:00

迎えが来たお子さんから順次降園します。

預かり保育 14:00~18:30

14:00以降も就労等の理由で保育が必要な場合は預かり保育を利用いただけます。
日中の活動で疲れた体を休めたり(午睡)、おやつを食べたり、友達と一緒に好きな遊びをしたりしながらお迎えを待ちます。



19. 認定こども園の一日の流れ

令和6年1月から、夜須保育所と夜須幼稚園が統合し、認定こども園としてスタートします。認定こども園の一日の流れの一例をご紹介します。利用時間は認定区分（1号認定・2号認定・3号認定）によって決まります。また、学年によって時間帯が異なる場合があります。

0～2歳児
(3号認定)

登園 7:30～9:00

7:30に施設が開所し、お子さんの受入れが始まります。
7:30から8:00は早朝保育となっており、就労等で早い時間から保育が必要な方が利用することができます。



活動開始 9:00～11:00

室内や園庭で、友達と一緒に好きな遊びを楽しみます。
離乳食または午前のおやつを食べます。



給食 11:00～12:30

学齢によって11時頃から給食を食べます。



午睡 12:30～14:30

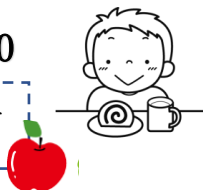
給食を食べてお腹いっぱいになったら午睡をします。日中たくさん遊んで疲れた体を休めます。



14:00 0歳児離乳食

午後のおやつ 15:00～15:30

目が覚めて着替えをしたら、おやつを食べます。



お迎えまで 15:30～

順次ご家庭のお迎えが来るまで、友達や先生と絵本を見たり、歌を歌ったり、室内や園庭で好きな遊びを楽しみます。

16:00 短時間保育終了

18:45 標準時間保育終了（閉園）



3～5歳児
(1号、2号認定)

登園 7:30～9:00

7:30に施設が開所し、お子さんの受入れが始まります。7:30から8:00は早朝保育となっており、就労等で早い時間から保育が必要な方（2号認定の方）が利用することができます。

8:30 登園活動（挨拶・所持品の始末）

学級活動 9:00～11:00

それぞれの学級で活動が始まります。友達や先生と一緒に室内や園庭で好きな遊びを楽しみます。



給食 11:00～12:30

当番活動・配膳・片付け

帰りの会 13:00

13:00 友達や先生と今日の出来事を振り返り、クラスで帰りの会をします。

【1号認定】
13:30 所持品を整理
14:00 降園

【2号認定】
13:30 午睡

【1号認定】

・預かり保育（一時的利用）
希望者は預かり保育（週1回まで可）を利用していただき、順次ご家庭のお迎えが来るまで遊びながら待ちます。

17:00 降園終了

【2号認定】

15:00 おやつ

16:00
・短時間保育終了
・標準時間保育の方は順次ご家庭のお迎えが来るまで遊びながら待ちます。

18:45 閉園

20. 香南市内の特定教育・保育施設一覧

香南市内にある教育・保育施設の概況をお知らせします（R5.10.1現在）。

【公立保育所】

市外局番（0887）

保育所名	住所	連絡先	入所可能月齢	定員	募集人数のめやす (令和6年4月一次募集)						開設時間 (平日)	開設時間 (土曜)	一時預かり
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
野市保育所	野市町西野645	56-0659	1歳児	216名	-	24	8	18	5	若干	7:30～18:45	7:30～12:30	-
野市東保育所	野市町東野449-6	55-3424	1歳児	120名	-	18	若干	若干	14	5	7:30～18:45	7:30～12:30	-
香我美おれんじ保育所	香我美町下分711-2	57-7011	6ヶ月	109名	9	15	12	4	-	-	7:30～18:45	7:30～18:30	○
吉川みどり保育所	吉川町吉原49-1	54-2735	1歳児	76名	-	12	6	若干	若干	若干	7:30～18:45	7:30～12:30	-
佐古保育所	野市町母代寺180-1	56-1071	6ヶ月	203名	9	15	9	7	5	5	7:30～18:45	7:30～12:30	-
赤岡保育所	赤岡町534-3	54-4343	6ヶ月	125名	6	10	8	若干	9	10	7:30～18:45	7:30～12:30	○

【公立認定こども園】

夜須こども園	夜須町坪井1437	50-6714 ※	6ヶ月	10名 (1号)	-	-	-	3	3	2	8:30～14:00	-	○
				109名 (2・3号)	9	6	6	若干	10	14	7:30～18:45	7:30～12:30	

※令和6年1月開園までは、夜須保育所（54-2471）、または夜須幼稚園（55-3258）へお問い合わせください。

【公立幼稚園】

※受入学齢3歳児～5歳児

幼稚園名	住所	連絡先	定員	教育時間 (平日)	預かり保育 時間(※1)	土曜日預かり 保育時間(※1)
野市幼稚園	野市町西野630	56-1953	100名	8:30～14:00	7:30～8:30 14:00～18:30	7:30～12:30
野市東幼稚園	野市町中ノ村770	55-5357	70名	8:30～14:00	7:30～8:30 14:00～18:30	7:30～12:30
香我美幼稚園	香我美町下分710-1	55-2745	110名	8:30～14:00	7:30～8:30 14:00～18:30	7:30～18:30

※1「預かり保育時間」は、預かり保育を申し込んだ場合に限り利用できる時間帯です。

香我美幼稚園3歳児の土曜保育の預かり時間は7:30～12:30です。

施設名	住所	入所可能月齢	利用定員	募集人数のめやす (令和5年4月一次募集)						開設時間 (平日) ※	開設時間 (土曜) ※	延長保育 ※
	連絡先			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
のいち幼稚学園	野市町上岡 2602-4	6ヶ月	15名 (1号)	-	-	-	3	若干	若干	10:00 ~ 14:00	-	○
	52-9778		80名 (2・3号)	6	10	2	-	-	-	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	○

【地域型保育施設】

下村託児所	野市町大谷 1126-4	2ヶ月	19名	3	若干	若干	-	-	-	7:30 ~ 18:45	7:30 ~ 12:30	-
	56-1328											
えみの保育園	野市町上岡 2592-1	6ヶ月	19名	3	1	3	-	-	-	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 12:00	○
	56-1888											
社会福祉法人 香南会 事業所内保育所 やまもも	赤岡町 1160-1	2ヶ月	19名	6	若干	若干	-	-	-	7:30~18:30		○
	55-2893											
ひだまり園	野市町みどり野 3丁目 51-1F	2ヶ月	10名	3	若干	若干	-	-	-	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 12:30	-
	50-1997											
ニキップ 香南 のいち保育園	野市町東野 1011-1	3ヶ月	19名	6	若干	若干	-	-	-	7:30~19:30		○
	57-3230											

※私立施設の開設時間には延長保育時間（有料）も含まれます。詳細につきましては、P.9（認定こども園）、P.10（地域型保育施設）を必ずご確認ください。

注：募集人数はあくまでも目安です。

募集人数が『若干』となっている施設については、在園児の転園や退園により募集人数が確定します。状況によっては募集をしない場合もありますのでご了承ください。また、『若干』であっても募集を行う場合がありますので、希望される施設は全て記入してください。

幼稚園については定員に余裕があるため募集人数は設けていません。

2.2. 香南市内の特定教育・保育施設位置図

